

道営土地改良事業 施行申請に係る計 画概要の縦覧

(三号川地区
農業用排水施設)

縦覧期間 R7.9.29～R7.10.20

(農政課)

地域住民等からの意見聴取のための概要を公告したことを証する書面

公 告

このたび美唄市の一部を受益地域とする土地改良（三号川地区（農業用排水施設））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 85 条第 5 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第 85 条第 6 項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第 85 条第 7 項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和 7 年 9 月 29 日

申請人	住 所	氏 名
	美唄市字上美唄 4 3 0 4 番地	阿 蘇 久 倫
	美唄市字上美唄 4 2 5 9 番地 8	今 野 佑 太
	美唄市字上美唄 4 2 6 3 番地 3	杉 中 浩

1 縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業計画概要書

(2) 縦覧期間

令和7年9月29日から令和7年10月20日まで

(3) 縦覧場所

美唄市役所事務所

2 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

ア 郵便 〒068-0026

岩見沢市6条西7丁目1番地

北海土地改良区内

申請人代表 阿 蘇 久 倫

イ ファクシミリ

0126-22-8012

(2) 意見書の提出期限

令和7年10月20日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。

1. 土地改良事業計画概要書

三号川地区土地改良事業計画概要書

1	目的 本地区の対象施設である三号川揚水機場及び三号川支線用水路は昭和48年～49年に道営かんがい排水光珠内開発地区により造成され、造成後約50年が経過している。揚水機場は電気設備などの老朽化がみられるほか、建屋とポンプ室および基礎杭は、現行の耐震基準を満たしておらず、構造の制約等により耐震補強はできないことから機場の全面更新が必要となっている。用水路は軟弱地盤による不等沈下及び浮上等が起こり著しく機能低下が生じ、経年変化による目地の劣化も進んでおり、維持管理に支障を来していることから、本地区において整備を行う。											
	(1) 地域の所在		北海道美幌市									
	(2) 地域の現況											
	ア 地 形		美幌市の南西部に位置する平坦な地形									
	イ 地 質		泥炭層からなる軟弱地盤									
	ウ 土 壤		細粒質泥炭質グライ低地土									
	エ 気 象											
	平均気温		7. 2℃		かんがい期平均気温		17. 1℃					
	平均降水量		1, 143mm		積雪最深		116cm		平均降水日数		133日	
	根雪期間		11月3日から4月23日		無霜期間		5月14日から10月15日					
	オ 水利状況		国営かんがい排水事業空知中央地区により用水手当が行われており、三号川揚水機より取水する用水路である。									
	カ 営農状況		基幹作物：水稻 転作作物：小麦、大豆、かぼちゃ									
	キ 地域環境の概況		本地区の水田周辺には多くの水性生物がおり、それを捕食する鳥類が生息する。									
	2	(3) 地積及び関係戸数										
		地 目		田	畑	原野	山林	その他	計	受益戸数		
区 分		(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)					
農業用排水施設		現況	107.1					107.1	12 戸			
		計画	107.1					107.1				
		現況										
		計画										
全 体		現況	107.1					107.1	12 戸			
		計画	107.1					107.1				
3		(1) 事業計画内容 総合的な予防保全対策を実施し施設の長寿命化を図る。										
	(2) 環境との調和への配慮 施工時期や施工方法を十分に検討して、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の軽減に努める。											
4	主要工事計画	事業種	受益面積	事業量及び事業内容								
		農業用排水施設	107.1 ha	揚水機場	1 基							
	造成又は改良される施設の管理方法等	施設名	管理団体名	管理方法								
		三号川揚水機場 三号川支線用水路	北海道土地改良区 北海道土地改良区	巡回、草刈り等 目地補修、巡回、草刈り等								

5	(1) 換地計画樹立の必要性										
	(2) 換地計画樹立の基本方針										
	ア 従前の土地の地積の基準										
	イ 農用地集団化の方法										
	換地区	地帯別、グループ別団地の設定	個人別換地の方法								
			位置選択	1戸当たりの目標団地数 区画畦畔の取り扱い							
	ウ 非農用地の換地方針										
	換地区	種類	非農用地区域の位置の概略	面積(ha)	換地の手法	換地取得予定者	その他				
	エ 清算の方法										
	(3) 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る地積										
	換地区	機能交換に係る土地				一般国有地	合計				
		国有地	道有地	市町村有地	計						
			ha	ha	ha	ha	ha	ha			
	(4) 換地処分の際の時期に関する特則										
	6	事業種	事業費	負担区分				工期			
			国	道	地元						
費用の概算	農業用排水施設調査費	千円 1,100,000 500	550,000	341,000 250	209,000 250	RS～R13					
7	農業用排水施設	(1) 事業の効用 用水施設の整備を行うことで、用水利用の効率化を図り、営農の効率化と生産性の向上を図る。 また、便益比については2.38と1.0以上である。									
		(2) 事業効果額									
		効果項目	食料の安定供給に関する効果	農業の持続的発展に関する効果	農村の振興に関する効果	多面的機能の発揮に関する効果	その他	計			
		効果額(千円)	148,797				14,684	163,481			
(3) 事業負担の見通し 事業費の負担については、総所得償還率が19.7%と20.0%未満であるため問題ない。											
8	(1) 農業部門内における他の事業との関係及び調整方法 該当なし					9 計画概要図 別図のとおり					
	(2) 農業部門外の事業との関係及び調整方法 該当なし					10 その他					

概要図



॥

二十五線

三号川支線用水路

三号川揚水機場

岩見沢市

凡 例		
	地 区 界	
	一 般 道 道	
	幹 線 用 水 路	
	揚 水 機 場	
	受 益 地	田